

2025年11月17日

お客さま 各位

東海労働金庫

東海地方の地方銀行及び第二地方銀行による住宅ローンの不正利用防止  
に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について

日頃は東海ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、東海地方の地方銀行及び第二地方銀行と「情報交換に関する協定書」を2025年11月14日に締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増しや収入証明書の改ざん等を行うことです。また、不正利用を促す不動産業者（以下「不正業者」といいます。）の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれる場合があります。

当金庫は、本協定の締結により、不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

2 協定締結金融機関一覧

|            |           |
|------------|-----------|
| 東海労働金庫     | 株式会社百五銀行  |
| 株式会社大垣共立銀行 | 株式会社あいち銀行 |
| 株式会社十六銀行   | 株式会社名古屋銀行 |
| 株式会社三十三銀行  |           |

以上